



第三期

野洲市子ども・

子育て支援事業計画

[概要版]

令和7年度～令和11年度

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の人口減少・少子高齢化は歯止めがかかるとなく進行しており、わが国はその対策のため、平成24年に子ども・子育て支援法を制定し、様々な施策に取り組んできました。

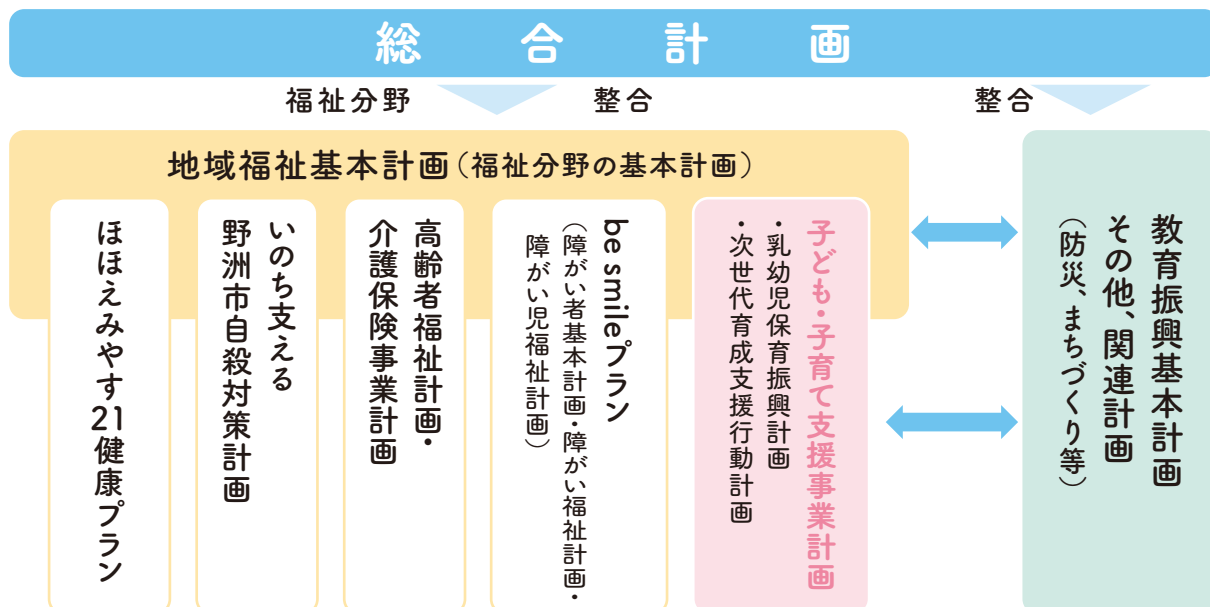
本市においても、平成27年度から「野洲市子ども・子育て支援事業計画」のもとで、保育の量的拡大及び確保や地域における子ども・子育て支援の充実等を進めてきました。このたび、「第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了するため、近年の制度改正や社会動向、本市の実情を踏まえ、新たな5年間の計画である「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ・期間

本計画は、子ども・子育て支援法・次世代育成支援対策推進法に基づいた法定計画であり、平成28年度に定めた「野洲市乳幼児保育振興計画」も、本計画に包含し、幼児教育・保育の質の維持・向上について一体的な施策推進を図るものです。なお、本計画は「野洲市総合計画」を上位計画としつつ、福祉分野の基本計画である「野洲市地域福祉基本計画」や、他の福祉・健康分野等の関連計画における施策との調和を図りながら推進します。

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

上位・関連計画との関係



3 計画の基本的な考え方

基本理念

豊かな自然とこころを、すべての子の育ちのために

本市の自然等の地域資源とふれあいながら、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長できるように、これまでの基本理念を継承します。

基本目標①

子育てにやさしい
環境づくり

施策の方向性

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 医療・保健等にかかる経済的負担の軽減
- (5) 関連事業との連携（母子保健 など）

基本目標②

子どもの育ちを
支援する環境づくり

施策の方向性

- (1) 乳幼児保育の推進
- (2) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- (3) 地域における学習の推進
- (4) 命に関する教育の充実
- (5) 子どもの遊び場の充実
- (6) 子どもの安全の確保
- (7) 関連計画との連携（教育振興・食育 など）

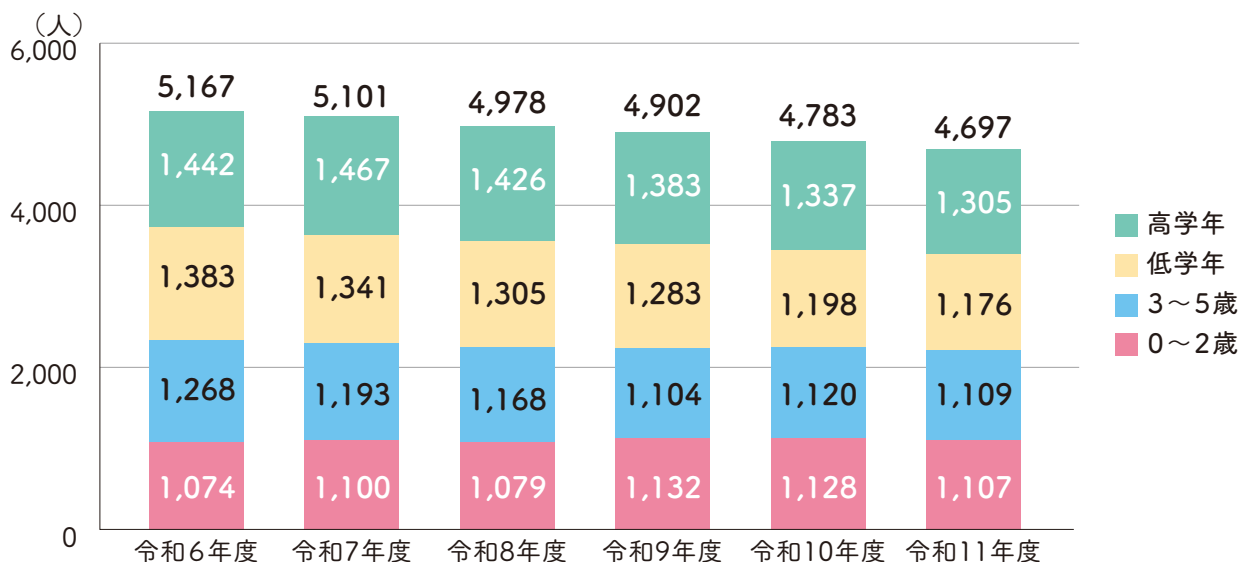
基本目標③

すべての子どもが健やかに
暮らせる環境づくり

施策の方向性

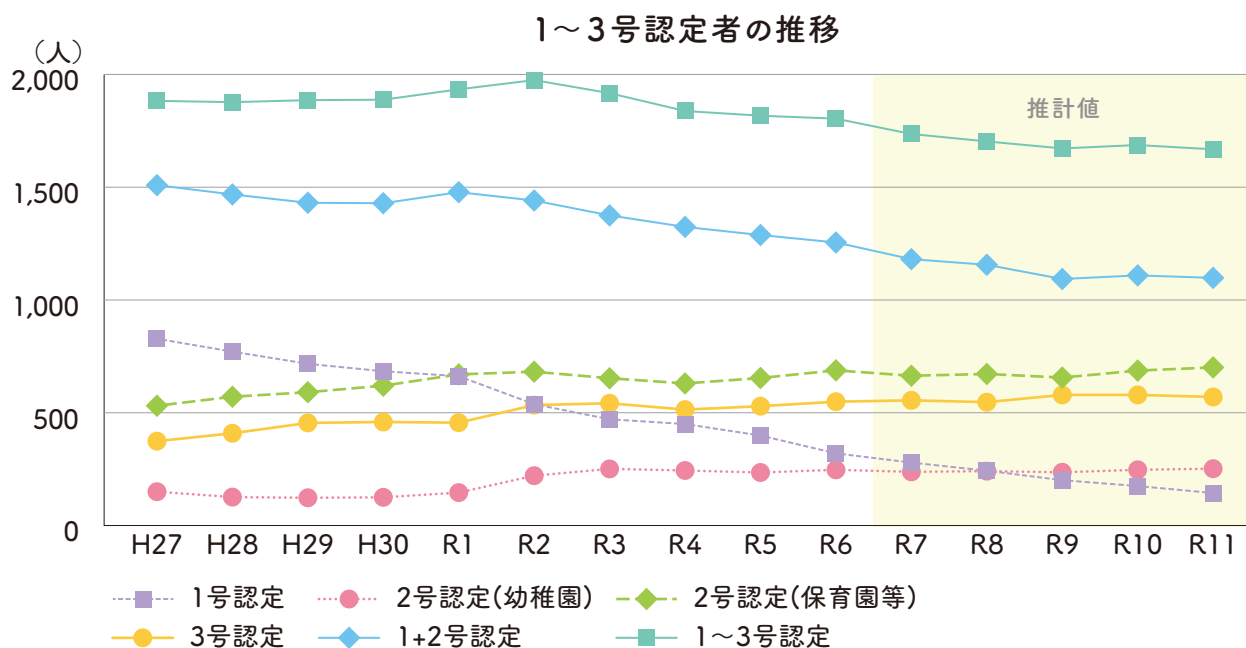
- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) いじめ、不登校、問題行動への対応の充実
- (3) 子どもの権利の尊重
- (4) 関連計画との連携（障がい児福祉 など）

4 子どもの人口の見通し



5 幼児教育・保育の見込み量及び確保方策

1～3号認定全体としては減少が見込まれますが、2号認定・3号認定は若干の増加が見込まれます。



認定区分	対 象	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前で、 保育の必要性のある子ども	幼稚園（14時以降の一時預かりを利用）・ 保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前で、 保育の必要性のある子ども	保育所・認定こども園・ 地域型保育（小規模保育事業等）

■確保の方針

①利用調整等による確保

- ・本市の幼稚園では、預かり保育を含め10時間程度在園することが可能であり、一定数の2号認定者については幼稚園＋預かり保育を利用いただくことで保育ニーズの充足を図ります。

②定員増による確保

- ・民間事業者と協議を行い、必要に応じて新規事業者の参入も含めて、定員増を検討します。
- ・老朽化施設の更新・整備の際に、必要に応じて認定こども園化を図り、定員増を検討します。

③幼児教育・保育等の質の確保及び向上

- ・教育・保育の質の確保及び向上を図るため、保育士や幼稚園教諭等への研修を行うほか、教育・保育施設の運営に対して適正な指導と必要な助言を行います。
- ・幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を幼児教育アドバイザーとして配置し、教育・保育施設等への教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行います。
- ・「野洲市三方よし人材バンク」事業を推進し、人材確保を図り、待機児童の解消等を図ります。
- ・保育士や幼稚園教諭等の処遇改善を始めとする労働環境の改善に努めます。

④その他

- ・必要に応じて、公立園の定員の見直しを行い、定員の適正化を図ります。
- ・保護者の利便性向上を図るため、幼稚園の預かり保育の時間延長について検討します。

6 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策

①利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）

現在、基本型1か所を野洲市子育て支援センターに、こども家庭センター型1か所をこども家庭局に設置しています。

現在の2か所を維持し、さらなる周知を図りつつ、子育て支援コンシェルジュを配置し相談支援の利用促進を図ります。

		令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み（実施か所数／か所）		2か所	2か所
②確保の内容	基本型	1か所	1か所
	こども家庭センター型 (母子保健型)	1か所	1か所

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

現在、子育て支援センターを3か所（野洲市子育て支援センター、きたの子育て支援センター、あやめ子育て支援センター）設置しています。

事業の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりや親子等の遊び場の確保に努めます。

		令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み（年間延利用／人日）		18,258人日	18,374人日
②確保の内容	実施か所数	3か所	3か所
	年間延利用	18,258人日	18,374人日

③妊婦健康診査事業

基本診察、医学的検査・計測、保健指導の費用の一部について、公費負担を実施します。

		令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み（年間実利用／人）		366人	354人
②確保の内容		366人	354人

④乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問・1歳児訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の発育・発達、産後の保護者の健康や育児について把握し、情報提供や相談支援を実施します。また、地域の民生委員・児童委員による1歳児訪問も行います。

		令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み（年間訪問乳児数／人）		381人	358人
②確保の内容		381人	358人

⑤養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果等に基づき、必要に応じて養育に関する専門的な指導・助言等を行います。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待に関する対応協議等を実施します。

		令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み（年間訪問乳児数／人）		110人	106人
②確保の内容		110人	106人

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

市外の法人1か所（守山市内法人）に委託し実施しています。育児疲れや育児不安等、必要な人が必要時に利用できるよう、広く周知に努めます。

		令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み (年間延利用／人日)		264人日	250人日
②確保の内容	実施か所数	1か所	1か所
	年間延利用	264人日	250人日

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

本事業は、ファミリー・サポート・センター事業として野洲市社会福祉協議会に委託し実施しています。今後も、現在の体制を維持しつつ、必要とする方への周知を図るほか、お手伝いをしたい人（まかせて会員）の確保に努めます。

		令和7年度 （計画初年度）	令和11年度 （計画最終年度）
①量の見込み（年間延利用／人日）		1,340人日	1,234人日
②確保の内容	実施か所数	1か所	1か所
	年間延利用	1,340人日	1,234人日

⑧一時預かり事業

（幼稚園型・幼稚園型以外）

幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）は、すべての公立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部）で実施しています。幼稚園型以外は市内5か所で実施しています。またファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）でも一時的な預かりを実施しています。

【幼稚園型】

		令和7年度 （計画初年度）	令和11年度 （計画最終年度）
①量の見込み（年間延利用／人日）		46,422人日	49,153人日
②確保の内容		46,422人日	49,153人日

【幼稚園型以外】

		令和7年度 （計画初年度）	令和11年度 （計画最終年度）
①量の見込み（年間延利用／人日）		1,579人日	1,525人日
一時預かり事業（幼稚園型以外）		1,349人日	1,303人日
ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）		230人日	222人日
②確保の内容		1,579人日	1,525人日

⑨延長保育事業

市内の全保育所等において、11時間超の保育を行っています。保護者の就労形態の多様化や長時間勤務に伴う需要に対して、現在の体制を基本として対応します。

		令和7年度 （計画初年度）	令和11年度 （計画最終年度）
①量の見込み（年間延利用／人）		533人	558人
②確保の内容	実施園数	14園	15園
	年間延利用	533人	558人

⑩病児保育事業

民間の小児科医による病児保育事業1か所のほか、体調不良型の事業（保育所等における緊急的な対応）、通所する児童に対して保健的な対応等を図っています。今後も、事業周知、人材確保を実施します。また、必要に応じて本事業の拡充を検討します。

		令和7年度 （計画初年度）	令和11年度 （計画最終年度）
①量の見込み（年間延利用／人日）		3,022人日	2,988人日
病児・病後児対応型		1,382人日	1,273人日
	体調不良型	1,640人日	1,715人日
②確保の内容		3,022人日	2,988人日

⑪放課後児童健全育成事業

本市では指定管理者として野洲市社会福祉協議会に管理運営を委託しており、現在、小学校6年生までを対象としています。

今後も待機児童が発生しないよう、需要に応じた実施体制の確保に努めます。また野洲駅南口周辺整備事業に伴い、野洲第1～6こどもの家及び第7こどもの家の移転建て替えを進めます。

		令和7年度 （計画初年度）	令和11年度 （計画最終年度）
①量の見込み（年間実利用／人）		1,186人	1,047人
②確保の内容		1,265人	1,295人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

野洲市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱に基づく事業対象者に対し、幼稚園・保育所等にかかる日用品・文房具等に対して補助金を交付します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育事業に多様な主体が新規参入しやすいよう、相談・助言等を行います。民間事業者の新規参入（野洲第三保育園の民間移管）を予定しており、円滑な事業実施に向け、巡回指導等を行います。

⑭妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行うために新たに創設された事業です。妊婦のための支援給付と合わせ実施します。

	令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)	796人日	760人日
②確保の内容	796人日	760人日

⑮産後ケア事業【新規】

生後12か月までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行います。地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられた事業です。

本市では平成28年度から実施しており、「宿泊サービス」と「通所サービス」により、母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等を行います。また、「訪問サービス」を新たに実施します。

	令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)	130人日	127人日
②確保の内容	130人日	127人日

⑯乳児等通園支援事業【新規】

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育等を提供します。国の方針に基づき、本市においても令和8年度からの実施に向けて体制を整備します。

	令和8年度	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間実利用/人)	108人日	372人日
②確保の内容	108人日	372人日

※本事業は令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として扱われますが、令和8年度以降は、新たな給付制度に基づく事業になります。

⑰子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴や家事・子育て等の支援を実施します。

本市では平成28年度から実施しており、今後もヘルパー派遣を行います。

	令和7年度 (計画初年度)	令和11年度 (計画最終年度)
①量の見込み (派遣日(回)数/世帯)	20日(回) /3世帯	20日(回) /3世帯
②確保の内容	20日(回)	20日(回)

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

新たに創設された事業で、養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。本市では、今後実施を検討します。

⑲親子関係形成事業【新規】

新たに創設された事業で、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者・子どもに対し、情報提供や相談支援、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。本市では、今後実施を検討します。

7 乳幼児保育の推進方針（野洲市乳幼児保育振興計画）

幼児教育・保育施設の需要に対する確保を進める一方で、幼児教育・保育の質の維持・向上にも努めます。一人ひとりの子どもに向き合い、信頼関係を確立し、それぞれの発達段階に即した幼児教育・保育を提供します。そのために、次の取組みを実施します。

施 策	施策の方向性	事 業
1 乳幼児保育の充実	(1) 教育・保育内容の充実	「野洲市乳幼児保育課程」の推進
		幼児教育・保育内容の評価
	(2) 教職員の資質等の向上	指導力向上に向けた研修
		専門性向上に向けた研修
		合同職員研修
	(3) 人権教育・保育の推進	人権保育・人権教育訪問
		人権保育基本方針の推進
	(4) 特別支援教育の推進	関係機関の連携
		個別指導計画に関する研修
		加配保育者の配置
2 進学に伴う円滑な移行の支援		保・幼・小・中の連携 多様な交流の推進
3 子育て支援の充実		親子の居場所の確保 コミュニティ・スクール 保護者研修会
4 幼児教育・保育環境の整備・充実		幼児教育・保育施設の適正管理 クラス定員の適正化

8 包括的子育て支援施策

基本目標①

子育てにやさしい環境づくり

施 策	事 業
(1) 多様な保育サービスの充実 (2) 地域での子育て支援体制の充実 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進	➡ p.3～6に定めるとおり
(4) 医療・保健等にかかる経済的負担の軽減	妊婦のための支援給付【新規】 不育症治療費補助事業 低所得妊婦の初回産科受診料補助事業 産婦健康診査助成事業 1か月児健康診査助成事業【新規】 福祉医療費助成制度
(5) 関連事業との連携（母子保健など）	母子健康手帳の交付 訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児） 出産準備教室 妊産婦及び家族への禁煙支援 不妊治療に関する情報提供や相談支援 産婦健康診査の推進 乳幼児健康診査の推進 予防接種事業の周知 育児相談の充実 小児救急医療体制に関する情報の提供 かかりつけ医づくりの推進 不慮の事故防止に関する啓発の推進

基本目標②

子どもの育ちを支援する環境づくり

施策	事業
(1) 乳幼児保育の推進	「7 乳幼児保育の推進方針」に定めるとおり
(2) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実 【野洲市教育振興基本計画】 子ども会活動、青少年団体活動等への支援 【野洲市教育振興基本計画】 図書館活動の充実 【野洲市子どもの読書活動推進計画】 ブックスタート事業 【野洲市子どもの読書活動推進計画】
(3) 地域における学習の推進	コミュニティセンターを活用した交流活動の充実 【野洲市教育振興基本計画】 学校体育施設の開放 【野洲市教育振興基本計画】 環境に関する啓発の推進 【野洲市環境基本計画】 郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供
(4) 命に関する教育の充実	性に関する指導の推進 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進 学童期・思春期の保健対策の充実
(5) 子どもの遊び場の充実	遊び場の確保・整備 【野洲市都市計画マスタープラン、野洲市みどりの基本計画】
(6) 子どもの安全の確保	子どもの防犯意識の醸成 【野洲市教育振興基本計画】 こども SOS ホーム 【野洲市教育振興基本計画】 防犯体制の強化 園や学校の安全管理に関する取組の徹底 【野洲市教育振興基本計画】 交通安全教育の推進
(7) 関連計画との連携	人権教育の推進 【野洲市教育振興基本計画】 環境教育の充実 男女平等教育の推進 【野洲市男女共同参画行動計画】 国際理解教育の推進 【野洲市教育振興基本計画】 福祉教育の推進 情報教育の推進 【野洲市教育振興基本計画】 食育の推進 【野洲市食育推進計画】

基本目標③

すべての子どもが健やかに暮らせる環境づくり

施策	事業
(1) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実 ひとり親家庭への経済的支援
(2) いじめ、不登校、 問題行動への対応の充実	こころの教育相談事業の充実 【野洲市教育振興基本計画】 教育支援ルーム・訪問型教育支援事業の充実 【野洲市教育振興基本計画】 青少年健全育成事業の推進 【野洲市教育振興基本計画】
(3) 子どもの権利の尊重	要保護児童対策地域協議会の機能強化 「子どもの権利条約」の普及・啓発 差別をなくす教育・保育の実施 子どもの意見発表の機会の提供 【野洲市教育振興基本計画】 市内在住・在勤の外国籍家庭への支援
(4) 関連計画（野洲市障がい者基本計画） との連携	特別支援教育 児童発達支援事業（療育教室）の充実 【野洲市障がい者基本計画】 ことばの教室の充実 おやこ教室の充実 保育所等訪問支援の実施 【野洲市障がい者基本計画】 巡回発達相談の実施 障がいのある子どもの居場所づくりの促進 【野洲市障がい者基本計画】 障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給

9 計画の推進体制

計画の進捗状況は、こども課が中心になって把握し、「野洲市子育て支援会議」において点検・評価を行います。

第三期 野洲市子ども・子育て支援事業計画【概要版】（令和7年度～令和11年度）

●令和7年3月 ●野洲市 健康福祉部 こども家庭局こども課

●〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1 ●電話 077-587-6052 FAX 077-586-2176